

【県域における推進体制】

高知県安全安心まちづくり推進会議

- ◆平成20年1月25日設立 ※設立根拠 条例第11条
- ◆役員:会長(高知県知事)、副会長4名
- ◆幹事:12名
- ◆構成員:82団体・事業者等
- ◆総会:毎年2月頃開催
- ◆活動内容
  - ◎総会や安全安心まちづくり広場の開催
  - ◎広報紙やホームページ、ラジオ等を活用した広報啓発
  - ◎構成員による取組テーマに沿った諸活動
    - ・事業活動や車両を活用した見守りや広報警察活動
    - ・安全シェルター活動など
  - ◎安全安心まちづくりポスターの表彰
  - ◎年間功労団体・個人の推薦と表彰
  - ◎総会における情報共有や意見交換

【構成員】

- ◎防犯活動団体・・・(社)高知県防犯協会他2団体
- ◎地域活動団体・・・高知県連合婦人会ほか9団体
- ◎子どもの安全を確保に関する団体・・・高知県小中学校PTA連合会ほか2団体
- ◎事業活動に関する団体等・・・高知県経営者協会ほか23団体

◎行政機関(1)・・・高知市ほか33市町村

- ◎有識者・・・稲田弁護士ほか2名
- ◎行政機関(2)・・・高知県市長会、高知県町村会、高知県、高知県教育委員会、高知県警察本部

【庁内における推進体制】

高知県犯罪のない安全安心まちづくり  
庁内推進会議

- ◆平成19年4月20日発足(条例制定時に発足)
- ※発足根拠 条例第4条
- ◆議長:文化生活部副部長
- ◆構成員:県知事部局(14課)  
県教育委員会(4課)  
県警本部(2課)
- ※その他支援している課:経営支援課等5課
- ◆取組:高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画に基づく取組を実施

(事務局)

- ◎県民生活・男女共同参画課(県知事部局)
- ◎スポーツ健康教育課(県教委)
- ◎生活安全企画課(県警本部)

◎担当課の事業に沿った取組の実施  
◎関係機関への指導や支援

連携・支援等

【地域における推進体制】

推進会議構成員の支部や事業所、下部組織  
※各地区の老人クラブや婦人会、事業者の支部・支店など

各種福祉施設など

地域の自主ボランティア団体など、推進会議構成員に属さない地域活動団体、事業者など

※市町村単位・・・交通安全や青少年関連の市町村民会議など  
市町村複数域・・・地域安全協(議)会など  
学校区域・・・市町村PTA連絡協議会など

相互連携

地域住民

学校、保育・幼稚園など

市町村教委

警察署

《市町村》  
・安全安心まちづくり担当  
・交通安全担当  
・防災担当 など

(情報の伝達、活動の支援など)